

東京交通新聞 2008年3月10日(月)

<改正道交法の政令案まとめる>

**警察庁**

警察庁は6日、昨年6月に公布された後席シートベルトの義務付け、高齢者標識の義務付けなどに関する改正道路交通法の施行期日などを定める政令案をまとめ、一般意見募集を始めた。意見提出は来月5日まで。6月1日から施行予定。

後席シートベルトの義務付けについては、高速道路や自動車専用道路で装着義務違反があった場合、行政処分の基礎点数として運転席や助手席と同じく1点が運転者に付される。高齢者標識の表示義務違反行為の行政処分点数は1点。反則金は4,000円。

電子メール [koutsukyoku@npa.go.jp](mailto:koutsukyoku@npa.go.jp) (件名にパブリックコメントと明記)

ファクス 03・3581・9337 (同)